

令和3年4月9日

令和3年度第1回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和3年度第1回教育委員会定例会会議録

日時 令和3年4月9日（金）
14時00分～15時35分

場所 教育委員会室

出席者

東 條 教 育 長	森	副 教 育 長	兼 生 徒 指 導 総 括 監 長
島 津 委 員	堀之内	教 育 次 長	兼 総 務 福 利 課 長
今 村 委 員	橘 木 村	学 校 職 員	設 置 課 長
原 之 園 委 員	野 村 藤	教 育 義 務 校 教 育 課	長
堀 江 委 員	加 黒 龍	高 保 健 会	教 育 課 長
馬 場 委 員	窪 田 南	社 会 文 化 財 課	長
	宮 田	人 権 同 和 教 育 課	長
	大 山	義 務 教 育 課 特 別 支 援 教 育 室	長
	内 園	高 校 教 育 課 全 国 高 等 学 校 総 合 文 化 祭 推 進 室	長
	中 德	総 務 福 利 課 企 画 監 監	
	森 留 園	教 職 員 課 人 事 管 理 指 導 監	
	福 岡	義 務 教 育 課 指 導 監	
	兼 廣	生 徒 指 導 長 補 佐	

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
<p>議案第1号 令和3年度鹿児島県指定文化財の指定について</p> <p>議案第2号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について (請負契約の締結について議決を求める件)</p> <p>議案第3号 令和3年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員の任命について</p>	<p>県にとって文化史上貴重なもの、学術的価値の高いもの及び地域的特色を示すものであることから、これを保存し活用するために、鹿児島県指定有形文化財及び鹿児島県指定天然記念物に指定しようとするものである。</p> <p>鹿児島市南部地区特別支援学校(仮称)新設工事(体育館・建築, 債務)に係る請負契約を締結しようとする議案について、知事に意見を申し出ようとするものである。</p> <p>令和3年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員を任命しようとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p> <p>特記事項なし</p> <p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p> <p>決 定</p> <p>決 定</p>

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

報告第3号，議案第2号及び議案第3号については，非公開で審議する旨教育長から発議があり，全会一致で議決された。

3 令和2年度第12回教育委員会定例会，第3回教育委員会臨時会の会議録の承認

令和2年度第12回教育委員会定例会及び第3回教育委員会臨時会の会議録について，承認する旨教育長から発議があり，全会一致で議決された。

4 教育長報告

報告第1号 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

－ 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令について，教育長の臨時代理により制定したことについて －

〈教育次長兼総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 押印の廃止だけでなく，いずれは電子書類や電子決裁など，ペーパーレスを想定しなければならないと思う。この点についてはこれからどのように考えていくのか。

(教育次長兼総務福利課長) 国の動きも押印廃止とともに電子決裁やペーパーレス化の動きが加速しているように思う。

今回，知事部局にデジタル推進課が新たに設置され，本県でも電子決裁やペーパーレス化の動きが加速していくのではないかと考えている。

県教育委員会も知事部局と連携して，全庁的に取り組むことになろうかと考えている。

(原之園委員) 具体的に，所要の事項を記載というのは，名前などを書くことか。

(教育次長兼総務福利課長) 今のところサインをしていただくように考えている。

(馬場委員) サインをするということだが，印鑑を使うことも許容されるのか。

(教育次長兼総務福利課長) 場合によっては，引き続き印鑑を使う方もいらっしゃると思うが，使用を否定するものではない。

(馬場委員) 印鑑の良さもあるので、選べるような形が望ましいと思う。

〈質疑終了〉

(教育長) 異議がないので、報告第1号は了承をいただいたものとする。

報告第2号 鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- 一 鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則及び鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について、教育長の臨時代理により制定したことについて

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) この制度は、希望する学校が取り入れる選択制の制度だが、現段階でどのくらいのニーズがあるのか。

また、通常は4月1日より前に申請をする必要があると思うが、4月1日以降に申請をしても、今年度適用するということが可能なのか。

(教職員課長) まず、各学校や市町村教委等の要望については、今後検討をしていきたいというような回答が複数あった。そういったところについては、今回の改正を丁寧に説明し、導入する場合は導入できるように指導、助言をしてまいりたい。

実際に導入する場合は、制度的に45時間、あるいは360時間という一定の条件をクリアする必要がある。その部分の確認が取れたところは導入できる形になるが、要望があった場合は、そのような前年度の確認等の手続きを丁寧に説明していきたい。

(島津委員) 今年度中に要望が出れば、今年度中に適用することも可能ということか。

(教職員課長) 制度上は可能だが、色々な手続きの関係や条件をクリアしなければならないので、実際はかなりハードルが高いと思う。

(原之園委員) この制度は様々な選択肢の1つという理解でよろしいか。また、学校単位で適用されるのか。

(教職員課長) 今回の制度は、教職員の働き方改革の様々な選択肢の1つである。最終的には学校と協議しながら適用を決めることになるが、業務改善の主旨として、学校全体で業務改善を進めるということがあるので、協議前の段階で業務改善の進捗について、丁寧に確

認しながら見ていかなければならない。

〈質疑終了〉

(教育長) 異議がないので、報告第2号は了承をいただいたものとする。

5 議案

議案第1号 令和3年度鹿児島県指定文化財の指定について

- 一 県にとって文化史上貴重なもの、学術的価値の高いもの及び地域的特色を示すものであることから、これを保存し活用するために、鹿児島県指定有形文化財及び鹿児島県指定天然記念物に指定しようとするについて 一

〈文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 門之浦伝来絵幕はこちらで描かれたものか。あるいは、どこか別のところで描かれたものが南九州に持ってこられたのか。

(文化財課長) 素朴絵が地方に伝わったということであるが、これがどこで描かれたかということは確認できていない。

(島津委員) 尚古集成館に犬追物の関係資料で、国の重要文化財とされている資料がある。これは薩摩の島津家が鎌倉時代から鎌倉流の弓馬術を伝えてきたということで国の指定を受けている。もし室町時代にそのような絵がこちらで描かれていたとすれば、こちらでもそういったものをずっと具体的に行ってきた証になるのではないか。そのような意味で非常に貴重なものになるのではないかと思った。

(文化財課長) 写真の右の方に建物が見えるが、これが枚聞神社の可能性があるとされている。

(島津委員) そうであるとすれば、なおさらこちらで描かれたものであるとすると、その時代にも犬追物や流鏝馬が実際に行われていたということの証になるのではないかと思う。

(原之園委員) 大隅石について、これが最初に発見されたのはいつ頃か。桜島と大隅半島の付け根で発見されたことから、例の噴火で繋がった時も想定されるが、いかがか。

(文化財課長) 発見されたのは1953年ということである。

(原之園委員) 博物館の方にずっとあるのか。

(文化財課長) この標本は、専門家の方が、垂水の咲花平で採取して、1980年

に県立博物館に寄贈されたということである。

〈議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第1号は原案のとおり議決する。

6 その他

(1) 令和3年第1回県議会定例会の状況について

- － 令和3年第1回県議会定例会に提案された議案，主な質問事項及び文教警察委員会での主な質疑事項等について －

〈副教育長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(2) 「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」について

- － 「いじめ再調査に係る再発防止策等の提言」の内容等について －

〈高校教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 今回このような形で、いじめ再調査に係る詳細な再発防止策の提言書が提出されたことは、教育委員会として厳粛に受け止めなければならないと思う。この度の出来事を振り返り、二度とこのような痛ましい事が起きないように反省しながら、再発防止のための取り組みを実践していかなければならないと考えている。

今回の提言にもあるように、いじめと言うものの捉え方は大変難しいということを再認識して、いじめが起きないように、人権教育が教育の基本であるという教育の基本原則に則った多様な個性を認め合う教育を更に徹底していかなければならないと感じたところである。

そして、我々、教育委員会では、いじめの数が問題ではなく、いじめをいち早く見つけて、それに対応することが大切であるとの認識を持っており、平成24年に行われた文科省の緊急調査では、全国でほぼ最多の認知件数を報告したと記憶している。現場の教員もその認識の元に、いじめの認知に努めていると思っているが、この認識が数年で、もし、疎かになっていたらとすれば、大いに反省しなければならないと思う。また、児童生徒が自己評価する取組である鹿児島県の総合教育センターで作った「学校楽しい一と」の更なる活用も徹底していくべきであると考えている。

この度の悲しい出来事を受けて、教育委員会としては、いじめ問題への対応を一元化するために、部次長級の生徒指導総括監を設置して対応に努めてきたところであるが、提言にあるように、現場の児童生徒への観察力・認知力を高めること、情報の共有化、組織としての対応、管理職のレベルアップ、そして保護者へ寄り

添うことの重要性について、これまで以上にしっかりと取り組んでいただきたい。

そして、万が一、このような重大事態が発生した際に、速やかな対応が可能となる常設の調査委員会の設置が提言されているので、これについてしっかり検討してほしい。同時に、今回の再発防止対策の取組状況の検証についても可能となる体制づくりを進めていかなければならないと思う。

また、私自身の勉強不足のせいかもしれないが、提言に書かれている文科省の指針の解釈について、理解が異なっている部分もあるので、今後このような出来事を繰り返さないためにも、事実認識と共に提言をじっくりと読ませていただき、改めて私自身もよく勉強させていただきたい。

いずれにしても早急な取組をすることが一番大事だろうと思うので、よろしく願います。

(原之園委員) 提言書では子供たちの学習機会の充実が提言されている。県教委の方で3月末に「陽だまり」という人権教育研修資料を作っており、その後半部分は子供の命を守るということで、自殺予防教育を支える人権教育についての記述がなされている。先生方もこれを使っていただき、懇切丁寧に子供たちにも指導していただければ、ここの部分は前進するのではないか。

もう1つは、県教委から市町村教育委員会と学校に通知が出されていることで、その通知に基づき、学校あるいは教育委員会は県教委に報告している。そして、県教委はその報告を受けて指導、助言、相談するが、ここの部分を今後はもう少し強化していかなければいけないのではないか。さらに、報告書の中にあっという間に、一般教職員向けと管理職向けを分けた、より実践的な研修の実施が提言されているので、是非こういった冊子を活用して実践的な研修を深めていかなければならない。

いずれにしても、子供の命が失われるという悲しい事故が2度と起こらないために我々としても一緒に取り組んでいかなければならない。

(馬場委員) 私も人権教育が非常に重要だと思う。いじめを防止することの前提として、人権を理解することが重要なので、子供たちに人権教育をしっかり実施していただきたい。

また、いじめの防止については、いじめについて学ぶということも大事だが、いじめを受けている、あるいはいじめを発見した子供たちが、それを誰かに相談できるような窓口が学校以外に必要だと思うが、そのような相談窓口はあるのか。

(高校教育課長) 学校のアンケート等を含め、学校にいじめを伝えにくいという状況があるという御指摘だと考える。

まず、学校以外の相談窓口としては、県教委として児童、保護者等からのいじめを始めとする悩み相談窓口等を設けており、「かごしま教育ホットライン24」と称して、フリーダイヤル等を

含めて24時間つながる電話を設置している。

また、近年、高校生においてはスマホの所持率が高まっていることから、SNSを活用した相談事業を平成30年度に試行段階から始め、令和元年度、令和2年度は夏休みの期間限定だったものを今年度は4月から運用できるようにした。

その他に、教育委員会で設置しているもの以外にも、青少年の健全育成、保健衛生、児童福祉等の観点から、公的相談機関にも窓口があり、ホームページでは相互にリンクするようになっている。

先程申し上げた「かごしま教育ホットライン24」については、その電話番号が記された名刺サイズのカードを作っており、学校に配布しているところである。

子供や保護者が相談しやすいチャンネルが多数あるということが、非常に大切なことだと考えている。利用するのが子供であるということを見ると、子供が相談しやすい、子供に分かりやすいということについて、更に改善・検討を加えていきたいと思っている。

(馬場委員) 様々な窓口があるということなので、子供たちにも具体的に分かりやすく伝えていただきたい。

(教育長) 私としても、この自死事案の発生、いじめ再調査、また、この再発防止策等の提言を教育委員会として厳粛に受け止めなければならないと思っている。

再発防止のための取組を実践していかなければならないと思っている。今回の提言を踏まえ、事務局の方でどういったことができるのか検討して、早急に取りまとめて、またこの教育委員会の席で協議を実施したいと思っているので、よろしく願います。

〈質疑終了〉

(3) 県立博物館協議会委員の任命に係る公募について

－ 県立博物館協議会委員の公募の人員、募集期間、委員の任期等について －

〈文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

(4) 旧考古資料館の活用方針等に係る提言書について

－ 旧考古資料館活用方針等検討委員会から提出された提言書の概要について －

〈文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 相当前から、この建物の活用については検討をしてほしいと申し上げてきたので、ようやくこのような形で方向性が見えてきたことは大変嬉しく思う。

鹿児島県にある石造りの建物では、旧集成館機械工場の次に古い建物である。途中で西南戦争が入るが、近代化の出発点としての鹿児島の思いがこの建物にも含まれているのではないかという気がする。そういう意味をしっかりと伝えながら活用していくことが非常に大事だと思う。

こういった建物は国内でもそうあるものではない。建物自体に観光資源としての価値があるが、今まではそれを閉め切って、立ち入れない形にしていた。今後は、耐震化等を進めながら、中まですて、体感していただく形で活用ができればと思う。

今後の活用の仕方は色々あると思うので、幅広く色々な方の御意見をいただいて、進めていただきたい。

〈質疑終了〉

(5) 県指定文化財の指定解除について

— 指定解除する文化財の内容及び解除理由等について —

〈文化財課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

7 教育長報告

報告第3号 令和2年度県立学校職員の後期業績評価について

(非公開)

8 議案

議案第2号 予算外議案の作成に関する知事への意見申出について

(請負契約の締結について議決を求める件)

(非公開)

議案第3号 令和3年度鹿児島県教科用図書選定審議会委員の任命について

(非公開)

9 閉会